平成２２年（家）第７８２５号
本籍東京都立川市幸町３丁目２番地３、最後の住所アルジェリア民主人民共和国
不在者　仁平　　映
昭和21年３月１日生
平成23年８月13日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第８３３２号
本籍青森県八戸市大字朔日町23番地、最後の住所不明
不在者　三浦　サヱ
明治41年３月12日生
平成23年８月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２１７６号
本籍富山市東岩瀬町304番地、最後の住所富山市東岩瀬町109番地　馬場昭夫方
不在者　髙見　　勝
昭和20年８月30日生
平成23年８月20日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２２４２号
本籍熊本県山鹿市鹿北町多久259番地、最後の住所大阪市天王寺区国分町165
不在者　黒田　哲雄
昭和15年８月２日生
平成23年８月20日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２９４８号
本籍福岡県福岡市中央区舞鶴３丁目５番、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番23号
不在者　奥　　達一
昭和40年10月５日生
平成23年８月19日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第３１１２号
本籍島根県簸川郡斐川町大字美南664番地、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番23号
不在者　小松原洋一
昭和24年９月９日生
平成23年８月19日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２０７号
本籍長崎県長崎市片淵５丁目1003番地、最後の住所長崎市片淵町５丁目1003番地
不在者　田中　　豊
昭和４年８月19日生
平成23年８月20日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第９５号
本籍鹿児島県大島郡喜界町大字花良治1530番地１、最後の住所兵庫県西宮市以下不詳
不在者　吉田田新二
大正５年12月12日生
平成23年８月20日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所名瀬支部裁判所書記官

平成２２年（家）第４９１号
本籍青森市青柳２丁目41番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　三上德三郎
明治36年８月３日生
平成23年８月22日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第４９２号
本籍青森市青柳２丁目41番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　三上　ひさ
明治27年５月１日生
平成23年８月22日失踪宣告審判確定
青森家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１１８４７号
本籍和歌山県紀の川市下鞆渕1862番地、最後の住所台湾以下不詳
不在者　部谷美智子
昭和20年１月２日生
平成23年８月23日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２３年（家）第６９１号
本籍大阪府堺市堺区錦綾町３丁130番地、住所大阪府堺市堺区海山町１―64―８上野方
申立人（失踪者）　五十嵐和子
昭和15年９月１日生
平成23年８月23日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１００７号
広島市安佐北区口田１丁目５番７号
債務者　株式会社朝日技建
代表者代表取締役　大宮　正美
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　郷平
４　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１９０号
岡山県浅口市金光町佐方148番地４
債務者　堀　　佳子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
４　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５４０７号
大阪府枚方市星丘３丁目13番９号
債務者　井口　千歳
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大河内義之
４　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎328番地
債務者　高田　信一
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白鳥　剛臣
４　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第４７５号
岡山市南区福田363―32　第一福田コーポ１号室、住民票上の住所岡山県倉敷市日畑1031番地７
債務者　本原　城治
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有本　耕平
４　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５号
奈良県五條市二見４丁目３番64号
債務者　鶴岡　昌芳
１　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　達也
４　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所五條支部